

令和 4 年

亀山市教育委員会第 1 回臨時会会議録

亀山市教育委員会第1回臨時会会議録

1. 日 時

令和4年2月9日（水）午前9時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 大会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	大 萱 宗 靖
2番委員	吉 岡 洋 子
3番委員	宮 村 由 久
4番委員	若 林 喜美代

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	岡 安 賢 二
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀
教育総務課教育総務グループ主任主事	岩 崎 圭一郎

6. 会議録署名者指名

1番委員（大萱宗靖委員）

2番委員（吉岡洋子委員）

7. 議事

教育長 議案第1号「令和4年度教育行政一般方針について」説明を求める。

教育部長 令和4年3月亀山市議会定例会に提出する令和4年度教育行政一般方針を別冊のとおり策定することについて、委員会の議決を求めるものです。

(総務GL：令和4年度教育行政一般方針事務局朗読)

大萱委員 県の情勢について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配当時間の拡充、スクール・サポート・スタッフの支援体制の充実が計画されているとある。亀山市についても充実してくると考えられるが、市の現状の支援制度等について教えていただきたい。

また、3ページの「学校経営支援員」について、経験豊富で有能な方が業務にあたるのが想像できるが、どのような方を想定しているのか。

学校課長 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの件については後ほど回答いたします。

新たに新設します学校経営支援員ですが、今後、経験豊富な方々が多く退職されるため、このような方を充てるのが相応しいのではないかと考えています。退職によって管理職が若返ることとなりますので、その管理職等をサポートできる方を充てることが望ましいと判断しています。

大萱委員 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、心の支えや家庭環境を整える手助けを担う方と考えるが、亀山市の新年度の取組の中で、いじめや不登校の記述部分にこの方たちとの連携等を含め名称の記述がない。今までの不登校やいじめの事案の中でもあまり耳にしていなと感じているが、実際はそれぞれの事案の中で、この方たちに相談したりして、一定の成果があげられているということなのか。

学校課長 「チーム学校」の中で、様々な専門家が関わり、不登校やいじめに対する成果はあがっていると考えています。特にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは児童生徒の相談、教職員に対するアドバイス、保護者に対する支援等、多岐に渡って活躍されています。そういった意味では「チーム学校」としてな

くてはならない存在であるという認識を持っています。

大萱委員　　このような方々の時間が拡充されると、いじめや不登校の解決に役立つという認識でいいか。

学校課長　　そのとおりです。現状は学校を含め、十分な時間がとれない場合もあるため、時間が拡充されることは、非常に意義深いと考えています。

大萱委員　　私の感覚としては、いじめ等があった時に生徒や保護者の方に直接親身になって解決方法を探りながら、お互い納得するような形で行っていただいていると思っていた。実際そうではなく、アドバイザー的な方なのか。

教育長　　カウンセラーなので、いじめを受けているとされている子やいじめられている子に対して、聞き役に徹しつつ、ワンポイントアドバイスを行うことは、頻繁に行っている。ただ、カウンセラーの方の一言で簡単にいじめ問題が解決や解消することは、構造的にそう簡単なものではない。よって、亀山市の臨床心理士や医師のアドバイスを受けたり、民生委員の力を借りたりすることもあるが、基本的には、カウンセラーの方にはフルには活躍していただいている。そういった意味では、大萱委員のご指摘を受け、5ページの下から2行目、「・・・今後もいじめの実態を確実に把握するとともに、」の次に、「チーム学校を機能させながら」と追記しては如何か。

学校課長　　ご指摘のとおり、いじめ問題の未然防止や早期発見・早期対応に努めることは「チーム学校」を機能させることが重要であるため、追記させていただきたいと思います。

宮村委員　　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーはどのような方がしているのか。

学校課長　　スクールカウンセラーについては、臨床心理士や公認心理士等何らかの資格を持った方が担っています。1番多いのは心理系の職員と聞いています。

教育長　　県が任用するスクールカウンセラーは、各中学校単位で派遣しており、その校区内の小学校へ必要に応じて廻ることになっている。

学校課長　　スクールソーシャルワーカーについては、社会福祉士の方を県が任用して市単位で配当いただいています。

教育長 大萱委員ご指摘のとおり、家族を対象にして必要な機会に仲介を行っている。

宮村委員 同じくスクール・サポート・スタッフについてはどのような方がなっているのか。今回の記述では公立学校全校配置とあるが、人員が増加するということか。

学校課長 スクール・サポート・スタッフは、教材の印刷等の教職員の事務補助、教室における授業の補助、コロナ禍における衛生管理等学校全体で教職員の業務の支援を行っています。また、全校配置については、県の配当で市内全校に配置されていますが、市単独でもスクール・サポート・スタッフを任用し、学校の運営上、教職員の支援が必要な学校については、更に加えて配当しています。また、週当たり決まっている時間の中で、学校間で兼務いただいている方もいます。

教育長 県の配当による不足分を市で補い、厚みを持たせているということである。

宮村委員 亀山市内の全校に1人は配置されているということか。

学校課長 そのとおりです。

宮村委員 これまでも配置されていたということか。

学校課長 これまでも配置されています。

宮村委員 更に手厚くなるということか。

学校課長 県としてもさらに充実に努めたいということです。

教育長 これまでの不足分としては、市で賄っている部分があったということである。

学校課長 そのとおりです。今後も継続していきたいと考えています。

教育長 学校現場としては、配当時間の増加を求めている状況である。

宮村委員 学校経営指導員について、何名常駐することとなるのか。

学校課長 現在は1名分の予算を要求しています。

宮村委員 1名で管理職へのアドバイス等様々な仕事をされるのか。非常に大変な業務に感じた。

若林委員 学校経営支援について、これから若年化する管理職に対して手厚いサポートをされるということだが、どのような方向で運用されるのか。定期的に学校を廻るのか。要請を受けて学校へ伺うのか。若年管理職に対して集中的にサポートするのか。どのようなことになるのか。

- 教育長 年度当初は計画訪問もあり、それ以降は要請訪問もあり、要請が無くとも必要に応じて対応する場合もある。また問題が発生したら集中的に入る場合もあり、臨機応変、柔軟に対応を行うことを考えている。
- 若林委員 サポートされることは有難いと感じると考えられるし、柔軟に対応できる人を採用していただくとと思うが、どうしても年齢も上で経験も豊富な方から色々言われると、新しい管理職の方が高圧的な印象を受ける方もみえると思う。十分配慮いただきたい。
- 学校課長 「いじめ問題対策連絡協議会」と「いじめ問題調査委員会」はどのように違うのか。これらの組織は今までもあり、新たに設置されたものではないという認識でいいか。
- 若林委員 「いじめ問題対策連絡協議会」については、いじめに対する事案を協力して解決できるような組織づくり、又は関係づくりが目的となっています。また、「いじめ問題調査委員会」については、いじめ事案が実際に発生し、重大事態等に発展する、又は発展してしまった部分につきまして、専門的な立場の第三者の方を委嘱して、内容について十分なご審議をいただいています。以前からこれらの組織はあります。
- 学校課長 ということは、「いじめ問題対策連絡協議会」は市職員で構成する組織で、「いじめ問題調査委員会」は第三者委員会という認識でいいのか。
- 教育長 「いじめ問題対策連絡協議会」は、法務局、PTA、民生委員、警察といった亀山のいじめ問題に関係する機関が年2回会合して、それぞれの取組の状況や情報を共有して、いじめ防止に資する機関となっている。また、「いじめ問題調査委員会」は、学校課長の説明のとおり、重大事態を想定したいじめの調査、問題解決のための示唆を報告にまとめる完全第三者機関である。弁護士、医師、学識経験者、臨床心理士等で構成する調査機関である。
- 学校課長 先ほど大萱委員ご指摘のスクールカウンセラーについてですが、1日7時間程度で亀山中学校区が70日間、関中学校区が33日

間、中部中学校区が66日間です。これは、学校数及び児童数におおよそ比例するものです。また、ふれあい教室にも16日×4時間来ていただき、不登校に特化した相談等を受けていただいています。

スクールソーシャルワーカーについては、今年度の実績となりますが、亀山中学校区に1名配置されており、必要に応じて各校を廻っています。また、それとは別に巡回相談として月8回程度学校を廻っていただいています。

スクール・サポート・スタッフについては、総時間数として県費としては年間約7,000時間、市費としては1,380時間程度となっており、この時間を全校に割振り配置しています。

大萱委員
学校課長

場合によっては、中学校区間において融通はきくのか。

基本的にはその校区内となりますが、融通をきかすことはできることとなっています。また、市の臨床心理士については、必要な学校について集中的に対応するという事となっています。

大萱委員
学校課長

県では、この時間を拡充していくということか。

この日数が増えていくと、市として非常に有難いと考えています。

若林委員

4ページの外国人児童生徒教育の推進における初期適応教室「レインボー」について、「プレスクール」は翌年小学校に入る子どもを対象と理解しているが、「レインボー」は来日間もない小中学校のどの学年の子どもでも受け入れるということか。また、対応する職員はどのように構成されているのか。

学校課長

小学校中学校共に来日間もない子どもはここで受け入れることとしています。中学校の子ども例えば半日ここへ来ていただいて、午後は中学校へ戻っていくといった運用になろうかと思えます。また、対応する職員については、今までも初期適応は行っていますが、市教育委員会の人事として、ある程度の年数、専門的な対応ができるような職員を配置して、初期適用の充実に努めることとしています。

教育長

基本6ヶ月間、集中的に日本語指導を、または日本の生活に慣れるための指導を行うため、いわゆる講師ではなく正規教員を教育委員会人事にて指導者として配置し、特化する形で初期指導を行うシステムを作るということである。

宮村委員 5ページの「経済的理由等で家庭での学習環境が整いにくい中学生を対象に個別の学習支援を行う「学習教室」の開催につきましては、小学生6年生の教室体験を実施する等・・・」とあるが、どういう意味か。

学校課長 今までは中学校入学後に入っただき、学び始める体制でしたが、それ以前の小学6年生から体験入学としての形で入り、まずはこのような形で教えてもらえるのだなということを実感いただき、その後中学校に入学してから、正式にこの教室へ入る手続きをしていただくということになります。そういった意味では、少し助走をつけて進めたいという想いがあります。

教育長 そもそも学習教室は中学生が対象であった。就学援助を受けている家庭等経済的理由で環境が整っていない生徒である。あくまで対象の子が希望申請をして教育委員会が認めた場合、無料で週1回勉強を学ぶこととなる。ただ、希望制であり、強制ではないため、もっとこの場で学ぶ生徒を増やしたいという意図がある。従って、6年生の段階で概ね就学援助対象者は分かっているため、体験してみないかという慣らしの機会を作るというものである。

宮村委員 説明については理解したが、この文章で理解できるかという点と疑問が残る。

教育長 事務局にて分かりやすく修正いただきたい。

学校課長 意図を酌んで修正させていただきます。

宮村委員 1ページ目に国の動きとして民法改正が書かれているが、市の動きとしても成人式の開催のくだりとして後段に記述がある。1本にして後段にまとめては如何か。

教育長 検討する。

吉岡委員 5ページの就学前教育について、「亀山市保幼認共通カリキュラム」と「亀山市保幼認小接続カリキュラム」を本年度中に見直すこととなった理由は何か。制度が変わったのか。

学校課長 指導要領が変わったこと、それぞれ運用してきた中で現場からの声を踏まえ、内容を見直すものです。来年度はこのカリキュラムによって連携・実践等を行っていくこととなりました。

教育長 見直しは不定期であるが、必要に応じてということでもいいか。

学校課長 そのとおりです。

吉岡委員 市外の小学校に行かれる方も若干いると思われるが、その子た

ちにも対応できるのか。

学校課長 基本的には市内の学校を対象としていますが、ある程度慣用性を持ち合わせているため、市外の学校では通じないということではなく、困らないように留意しています。

吉岡委員 小学校に入るまでどこの園に行っていない子もいるが、何名ぐらいいるのか。

学校課長 毎年一定程度いますが、数としては極めて少人数です。

教育長 新図書館についてであるが、業務委託の記述があると言えるのか。議会提出資料にも添付されていると思われるが。

参事生課長 業務委託については、「管理運営体制を整えるとともに、」という部分で説明させていただいています。また、議会への提出資料については、このような方針には記述しないのが一般的と考えています。

教育長 ご指摘のあった点について、事務局で修正した後、私に一任していただきたいと考えるが、如何か。

委員全員 異議なし。

(ほかに質問はなく、議案第1号については可決される。)

8. その他

まちの企業人養成講座の開催について (参事生課長)

請願第1号にかかる労使協定の締結先について (学校課長)

9. 閉会

午前10時45分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1 番委員

2 番委員